

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和8年1月15日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 近畿(受) 2500330 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚) 2500083 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和46年8月26日から昭和53年2月1日まで

私は、請求期間において、B市にあるA社に勤務し、給料から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、同社に係る被保険者記録がないので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間については、A社の元代表取締役の回答及び陳述並びに請求者から提出された資料等により、期間は特定できないものの、請求者が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、請求者は給与明細書等の資料を保有していないことから、請求者に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、商業登記の記録によると、A社は、昭和60年5月15日付けで破産終結決定により閉鎖しているところ、前述の元代表取締役は、請求期間当時に代表取締役だった父が亡くなり、急遽、後継者となったが、当時の資料は全て廃棄しているため、同社の厚生年金保険の取扱いは不明である旨回答及び陳述していることから、請求期間当時の同社における厚生年金保険料の控除状況等を確認することができない。

さらに、請求者は、A社で勤務していた元代表取締役二人及び同僚二人の氏名及び住所が記載された資料を提出しているが、オンライン記録によると、当該四人は、いずれも請求期間において、厚生年金保険の被保険者ではないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500370号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2500084号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和61年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成18年12月
② 平成19年12月
③ 平成20年7月

請求期間①から③までの各期間にA事業所から賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたが、厚生年金保険の記録に反映されていないので、当該記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、同法に基づき標準賞与額を認定するに当たっては、各請求期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額の双方を確認又は推認する必要がある。

しかし、A事業所は、請求期間①から③までの各期間当時の資料を保管していない旨回答しており、同法人が請求者に対して当該各期間に係る賞与を支払い、当該賞与から厚生年金保険料を控除したか不明である旨回答している。

また、請求者の請求期間①から③までの各期間における住所地であったB県C市は、保存期間経過のため請求者の当該各期間に係る給与収入額及び社会保険料控除額を確認できる資料はない旨回答及び陳述していることから、請求者の当該各期間に係る賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認することができない。

さらに、請求者が賞与の振込先であったとするD金融機関は、請求期間①から③までの各期間に係る取引記録は保存期間経過のため確認できない旨回答していることから、賞与の支払について、確認又は推認することができない。

このほか、請求者の請求期間①から③までの各期間に係る賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間①から③までの各期間において賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。